

とがち鹿追ジオパーク・ロゴマーク 使用ガイドライン



とがち鹿追ジオパーク

とがち鹿追ジオパーク推進協議会

平成26年1月

このガイドラインは、とち鹿追ジオパーク・ロゴマークを、広告、技術資料、販促資料及びその他の印刷物、サイン、ウェブ素材またはビジュアル素材に使用する場合の正しい取り扱い方法を示すものです。いかなる状況においても、ロゴを変更したり、作り変えたり、縦横を変倍することはできません。必ずガイドライン提供のフォーマットをご使用ください。

目次

1	ロゴマーク使用の取扱規則について	01
2	ロゴマークのイメージについて	03
3	カラーで使用する場合	03
4	白黒で使用する場合	04
5	白抜きで使用する場合	05
6	写真背景にロゴマークを配置し使用する場合	06
7	ロゴマークを縮小して使用する場合	06
8	使用禁止例	07
9	問い合わせ、申請書提出先	08

1 とまち鹿追ジオパーク・ロゴマーク使用取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、「とまち鹿追ジオパーク」を表すロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、ロゴマークを適正に普及させ、とまち鹿追ジオパークへの愛着を高めるとともに、とまち鹿追ジオパークのイメージを内外に発信することを目的とする。

(図柄)

第2条 この規則において「ロゴマーク」とは、本ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権は、とまち鹿追ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）に帰属し、使用者がロゴマークを自己のものとして使用することはできない。

(対象者)

第4条 ロゴマークは、次のいずれかに該当する場合を除き、第1条の目的に賛同し、この規則に規定する手続きを行うすべての者が使用することができる。

- (1) とまち鹿追ジオパークの品位を傷つけるとき又はそのおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのある場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがある場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、とまち鹿追ジオパーク推進協議会長（以下、「会長」という）が不適等と認める場合

(使用承認の申請について)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ「とまち鹿追ジオパーク・ロゴマーク使用申請（承認）書」（様式第1号。以下、「使用申請（承認）書」という。）に必要な事項を記入の上、必要な書類を添付して会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) とまち鹿追ジオパーク推進協議会及び協議会に所属する団体（個人）が営利目的以外で使用する場合
- (2) とまち鹿追ジオパーク推進協議会が共催又は後援した行事について、その共催又は後援を示す目的において使用する場合
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (4) その他、申し出を必要としないと会長が認めた場合

2 ロゴマークの使用を希望するものは、使用申請（承認）書の他に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 企画書等、ロゴマークの使用目的、使用内容がわかるもの
- (2) ロゴマークの使用状況が分かる完成見本、写真など
- (3) 企業概要等の申請者の活動内容がわかる資料など

(使用承認等について)

第6条 会長は、前条第1項の規定により使用申請（承認）書の提出があった場合には、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に対し使用申請（承認）書により通知するものとする。この場合において、会長は使用条件を付することができる。

(使用期間について)

第7条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して2年を経過する日以降の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用の承認期間が終了し、再度使用の承認を受けようとするものは、第5条1項の規定により使用申請（承認）書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第9条 第6条の規定によりロゴマークの使用承認を受けた者（以下、「使用者」という。）は、ガイドラインに掲げる事項を遵守し、使用承認された内容のみに限定して使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「とち鹿追ジオパーク・ロゴマーク使用変更申請（承認）書（様式第2号。以下、「使用変更申請（承認）書」という。）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により使用変更申請（承認）書の提出があった場合、その内容を審査し、申請を承認する場合は、申請者に対し、使用変更申請（承認）書により通知するものとする。

3 第2項に規定する使用変更申請（承認）書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

第11条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この規則に違反した場合、又は違反することが判明した場合

(2) 申請に虚偽又は不正があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めた場合

2 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消した場合は、その使用者に「とち鹿追ジオパーク・ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第3号。以下、「使用承認取消通知書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書の通知があった日以降、当該使用物件を使用してはならない。

4 第1項の規定により使用の承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じても、協議会はその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第12条 ロゴマーク使用に伴い事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに、誠意をもって適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する事故等について、協議会はその責を負わないものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年 1月28日から施行する。

2 ロゴマークのイメージについて

とちぎ鹿追ジオパークのテーマの一つである、凍れ（凍結）をイメージした雪の結晶をベースに、溶岩ドームとして誕生し類い稀なる生態系を育てている^{しほ}然別火山群と然別湖、そして火山灰大地とそこに息づく生命を表現しています。

3 カラーで使用する場合（カラー印刷等）



とちぎ鹿追ジオパーク

カラー8色

雪の結晶

R:84 G:195 B:241
C:60 M:0 Y:0 K:0

生命の赤

R:230 G:0 B:18
C:0 M:100 Y:100 K:0

大地のオレンジ

R:225 G:105 B:5
C:8 M:70 Y:100 K:0

湖の青

R:12 G:116 B:185
C:83 M:46 Y:3 K:0

山の緑

R:22 G:148 B:66
C:80 M:20 Y:95 K:0

生き物たちの黄緑

R:135 G:185 B:36
C:53 M:7 Y:100 K:0

文字の黒

R:0 G:0 B:0
C:0 M:0 Y:0 K:100

英語表記の白

R:255 G:255 B:255
C:0 M:0 Y:0 K:0

4 白黒で使用する場合（モノクロ印刷等）



とちぎ鹿追ジオパーク

モノクロ

雪の結晶

R:211 G:211 B:212
K:25%

生命の赤

R:114 G:113 B:114
K:60%

大地のオレンジ

R:137 G:137 B:137
K:60%

湖の青

R:89 G:89 B:89
K:80%

山の緑

R:76 G:73 B:72
K:85%

生き物たちの黄緑

R:201 G:202 B:202
K:30%

文字の黒

R:0 G:0 B:0
K:100%

英語表記の白

R:255 G:255 B:255
K:0%

他の単色で使用したい場合は事務局までご連絡ください。

5 白抜きで使用する場合



- ・白抜きのロゴマークは背景色が『50%以上』の場合のみ使用可能です。
- ・中央の山は不透明度60%で使用してください。
- ・ロゴマークが印象良く使用できるよう考慮して使用してください。
- ・上記以外の背景色での使用についても、上記と同様の取扱いとします。

6 写真背景にロゴマークを配置する場合



- ・写真を背景に使用する場合、ロゴマークの縁を白抜きしたり、ロゴマークを白い枠の上に乗せるなど、できるだけ印象良く使用できるよう考慮して使用してください。

7 ロゴマークを縮小して使用する場合



- ・ロゴマークの拡大する場合の制限はありません。
- ・縮小して使用する場合は、横幅 20mm以上のサイズで使用してください。

- ・ロゴマークを 18mm以下で使用する場合は、文字を右側に配置することで使用可能とします。

この場合には、ロゴマークと文字を極端に離さないで使用してください。



とち鹿追ジオパーク

Tokachi Shikaoi Geopark

8 使用禁止例



とにかち鹿追ジオパーク

縦横比を変更して使用しない



とにかち鹿追ジオパーク

一部の色を変えて使用しない



とにかち鹿追ジオパーク

斜めに使用しない

とにかち鹿追ジオパーク



ロゴマークの上に文字や色を重ねない



とにかち鹿追ジオパーク

- ・フォントを変えて使用しない
- ・書体の色を変更しない

9 ロゴマークに関する問い合わせ・申請書提出先

とち鹿追ジオパーク推進協議会 事務局

(鹿追町役場 ジオパーク推進課)

〒081-0341 北海道河東郡鹿追町瓜幕西29線28

TEL 0156-67-2089

FAX 0156-67-2099

E-mail geopark@town.shikaoi.lg.jp